

はじめに

1 計画策定の趣旨

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等、様々に分類されます。

我が国では、肝炎に罹患した者の多くが、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因しています。ウイルス性肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあります。このことから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策は、重要な課題となっています。

国は、平成14年度以降、「C型肝炎等緊急総合対策」に取り組み、平成20年度からは、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発、肝炎に係る研究の推進といった5本柱からなる「肝炎総合対策」を進めてきました。

この間、平成22年1月に、国、地方公共団体等の責務を規定した「肝炎対策基本法（以下「法」という。）」（平成21年法律第97号。）が施行され、平成23年には、肝炎予防、医療の推進など肝炎対策の基本的な方向を示した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下「指針」という。）」（平成23年5月16日厚生労働省告示第160号）が示されました。

本県では、これまで、「福岡県がん対策推進計画」に基づき、肝疾患診療体制の整備、保健所・医療機関での肝炎ウイルス無料検査の実施、肝炎治療のための医療費への助成、県民への正しい知識の普及啓発等に取り組むとともに、福岡県肝炎対策協議会において、肝疾患に関する診療体制や患者に対する支援等について検討する等、対策の推進を図ってきました。

最近ではC型肝炎ウイルスを排除する経口新薬が開発されて治療が大きく進展するなど、患者支援が充実されてきた一方で、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者や自覚していても適切な医療を受けていない者も多く存在すると推定されること、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないこと、肝炎ウイルスの感染経路等についての県民の理解が十分でないことなど、未だ解決すべき課題が残されています。

このことを踏まえ、本県における肝炎対策を総合的、計画的に進めるため、基本的方向性を示した「福岡県肝炎対策推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第4条（地方公共団体の責務）の規定及び指針に基づき策定します。

また、本計画を、福岡県がん対策推進計画の実施計画として位置付け、その実施にあたっては、福岡県がん対策推進計画や福岡県保健医療計画等、関連する計画との調整、連携を図ります。

3 計画の期間

平成30年度から35年度までの6年間の計画とします。

ただし、必要があるときは、期間を経過する前でも計画の見直しについて検討を行います。

